

三重縣公報

第千三百七十七號

明治三十四年八月二十日

火 曜 日

○訓令

●三重縣訓令甲第五十五號

明治三十三年(三月)三重縣訓令甲第十七號三重縣金庫出納事務規程中左ノ通改正シ明治三十四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十四年八月二十日

三重縣知事古莊嘉門

第四條削除

第五條中「若クハ引出切符」ノ七字并ニ「及引出切符」ノ五字ヲ削除ス

第六條中又ハ「下」出納主任「トアルヲ」出納命令官「ト改ム

第十一條第二項ヲ削除ス

●三重縣訓令甲第五十六號

207

二十九年九月廿四日 第三十八号ニ 即後行トシテ 即後行ノ 改メ

郡市役所
警察署
同分署
縣立學校
縣徵院
農事試驗場
水產試驗場
農事講習所
明野勸農場
縣金庫

三重縣保管金出納規程左ノ通相定メ來ル九月一日ヨリ施行ス
但シ明治三十一年(七月)三重縣訓令甲第六十二號三重縣保管金取扱規程ハ本令施行ノ日ヨリ
廢止ス

明治三十四年八月二十日

三重縣知事古莊嘉門

三重縣保管金出納規程

- 第一條 縣ノ保管ニ屬スル現金ノ出納ハ別ニ規程ヲ設クルモノ、外總テ此ノ規程ニ據ル
- 第二條 保管金ヲ出納スルトキハ出納命令官ハ縣金庫ニ對シ出納命令ヲ發スヘシ但シ其ノ取扱
必要アル場合キ於テハ出納東手對キ其ノ命令ヲ發スルキトナリ得
- 第三條 保管金ニシテ即日還付ヲ要スルモノハ出納命令ヲ發セス其ノ取扱主任ニ於テ直ニ出納

スルコトヲ得

取扱主任ニ據リ領收シタル金額ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアルトキハ其ノ取扱主任ハ之ヲ出納命令官ニ通知シ其ノ指定ニ從ヒ即日縣金庫又ハ出納吏ニ之ヲ納付スヘシ

- 一 即日還付スル場合ニ至ラサルトキ
- 二 入札保証金ヲ身元保証金ニ換用スルトキ
- 三 縣ノ所有ニ歸シタルトキ

第三條ノ一取扱主任ハ保管金係レ保管証書、納付ヲ要スルトキハ左ニ依リ之ヲ取扱フヘシ

- 一 即日還付ヲ要スルモノハ保管証書、其ノ旨書キテ之ヲ納付人ニ交付ス
- 二 即日還付ノ場ニ至ラサルモノ又縣 職 員 等ノ保管証書ヲ添ヘ其旨出納命令官ニ有
- 收入命令官ニ通知ス

出納命令官ハ此ノ命令官前項ノ通知ヲ受ケ且トキハ保管証書、保管金ニ振替若シテ入(編入)ニ要スル旨ノ書キニ之ヲ縣 金 庫 (送付スルヘシ)

要スル旨ノ書キニ之ヲ縣 金 庫 (送付スルヘシ)

等件ニ出納命令官係保管金ヲ縣(編入)シタルトキハ其旨收入命令官ニ通知スルヘシ

收

定

208

三十年 上月 廿日
七十八号ニ改正

208

三十一年十一月訓令
七十八号ニ改正

第四條 保管金ノ出納命令官ハ歳入歳出ノ收支命令官ヲ以テ之ニ充ツ其ノ收支命令官ヲ置カサル麻衙ニ在リテハ其ノ所長ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 保管金ノ出納吏ハ歳入歳出ノ出納吏ヲ以テ之ニ充ツ其ノ出納吏ヲ置カサル麻衙ニ在リテハ有價証券及物品ノ出納吏ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 保管金出納ノ手續ハ本令ニ定ムルモノ、外ハ三重縣會計規則中歳入歳出ニ關スル規定ヲ準用ス

第七條 保管金出納命令官及出納吏ニハ本令ニ定ムルモノ、外ハ三重縣會計規則中歳入歳出收支命令官及出納吏ニ關スル規定ヲ準用ス

第八條 保管金ノ出納命令振替命令現金出納簿其ノ他ノ書式ハ本令ニ定ムルモノ、外ハ歳入歳出簿ヲ充用スル書式ヲ準用ス

第九條 出納命令官ハ保管金出納計算簿ヲ設備シ其ノ出納ヲ登記スヘシ
出納吏ハ現金出納簿ヲ設備シ其ノ出納ヲ登記スヘシ但シ歳入歳出ヲ取扱フ出納吏ハ其ノ出納簿ヲ充用スヘシ

第九條 各麻衙ノ出納命令官ハ毎月保管金受拂報告書ヲ調製シ受入ニ對シテハ人別任譯書拂出

手立月六月廿四日
甲午九年三月廿日

ニ對シテハ領收証書及歲人ニ振替濟通知書ヲ添付シ、縣金庫ヨリ差出シタル保管金受拂報告書
 未だ翌月三日以内ニ之ヲ縣廳ニ送付スヘシ
 第十條 保管金出納計算簿保管金受拂報告書ハ左ノ書式ニ依ル (書式ハ報去(別)アリ)

明治廿四年何月保管金受拂報告表

摘要	前月	越高	受	拂	殘
土木工事受負保証金	〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
何々	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	〇	六〇〇〇〇
計	一〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	一一〇〇〇〇

右報告候也

年月日

何廳

出納命令官官職氏名印

知事宛

保管金出納計算簿

何所(署)

209

年月日	摘	要	受	拂
明治三十四年		種 別	拂渡月日	円 銭 厘
七 五	何々金庫出張所へ受入 何某納	土木受買保証	九月 七日	20 00 0
二〇	ク 何某納	〃	七月三十日	50 00 0
二六	ク 何某納	物品購入保証		10 00 0
ク	ク 何某納	〃	八月廿五日	30 00 0
三〇	拂 戻 何某渡	土木受買保証		50 00 0
	七 月 計			110 00 0
八 五	出納支へ受入何月何日 何々金庫出張所へ拂込	何某納 土木受買保証		200 00 0
二五	拂 戻 何某渡	物品購入保証		30 00 0
	八 月 計			200 00 0
九 七	拂 戻 何某渡			20 00 0

(備考)

一本簿ハ毎年之ヲ繼續シテ使用シ年度ヲ區分セス
 二新帳ノ調製又ハ紙數ノ終了等ニヨリ帳簿ノ記載替
 フ爲スルハ現存セル金高ニ對シ更ニ各人別ニ記載
 スヘシ
 三出納吏ヨリ金庫へ拂込ミタル月日ヲ摘要欄内ニ記
 載スルハ送納書ノ別符ニ依ルモノトス

○ 告 示

●三重縣告示第五百五十九號

京都府外二縣ニ於テ獸疫豫防ニ關シ左記府縣令發布ノ旨通知アリタリ

明治三十四年八月二十日

三重縣知事古莊嘉門

京都府令第六十六號 (明治三十四年八月十三日)

兵庫縣神戸市及武庫郡ニ於テ流行性鷄口瘡發生ニ付明治廿九年法律第六十號獸疫豫防法第十二條ニ依リ同縣下攝津國ヲ發シ若クハ通過シタル牛羊山羊豚及其生皮生骨生角蹄生肉其他病毒傳播ノ虞アル物品ノ輸入ヲ停止ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

兵庫縣令第六十三號 (明治三十四年八月十四日)

本年(八月)縣令第六十一號流行性鷄口瘡豫防區域ヲ左ノ通追加ス
本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

神戸市荒田町三丁目ノ内

東勞働株式會社西側細道以西

西湊川東堤防以東

南石井橋筋以北

北裁判所南側細道以南

武庫郡御影町ノ内石屋村

東字境目道以西

西字左美屋道以東

●南字御量道以北

北字麻後道以南

加東郡市場村ノ内太郎太夫村

字河原所ヲ起点トシ西南一丁半以内東北一丁以内

滋賀縣令第五十號 (明治三十四年八月三日)

明治三十三年(十二月)滋賀縣令第八十五號及明治廿九年(一月)滋賀縣令第三號ハ廢止ス

●三重縣告示第六十號

兵庫縣下ニ於テ本月十日ヨリ十二日迄流行性熱口瘡ニ罹リタルモノ左記ノ通ニ有之旨同縣ヨリ通知アリタリ

明治三十四年八月二十日

三重縣知事古莊嘉門

八月十日

神戸市葺合町

牛廿九頭

豕壹頭

斃死牛壹頭

八月十一日

同夢野村

牛拾五頭

豕拾壹頭

八月十二日

武庫郡西灘村

牛四頭

豕五頭

斃死牛壹頭

豕壹頭

八月十三日

神戸市葺合町

牛六頭

豕拾八頭

斃死牛四頭

八月十四日

同荒田町三丁目

牛壹頭

豕壹頭

斃死牛壹頭

神戸市葺合町

牛三頭

豕壹頭

斃死牛壹頭

武庫郡西灘村

牛四頭

豕壹頭

斃死牛壹頭

豕壹頭

同郡御影町

牛壹頭

豕壹頭

斃死牛壹頭

豕壹頭

●三重縣告示第六十一號

明治三十四年七月廿九日左記蠶種検査員ヲ解ク

明治三十四年八月二十日

三重縣知事古莊嘉門

河藝郡白子町

杉野傳七

多氣郡明星村

中瀬熊五郎

同郡西外城田村

小原利兵衛

度會郡内城田村

森本美輔

志摩郡鵜方村

中村善七郎

●三重縣告示第六十二號

左記ノ者廢業ニ付明治三十四年八月十日當蠶産婆名簿ノ登録ヲ取消ス

明治三十四年八月二十日

三重縣知事古莊嘉門

志摩郡長岡村大字畔蛸七番屋敷平民

産婆

瀬崎イナ

●三重縣告示第百六十三號

阿山郡新居村大字東村四番屋敷平民
大東 コマ
右ノ者身上異動ノ爲産婆名簿ノ訂正ヲ願出タルニ依リ明治三十四年八月十三日左ノ通訂正シタ
リ

明治三十四年八月二十日

三重縣知事古莊嘉門

阿山郡新居村大字東村拾八番屋敷平民

前 コマ

●三重縣告示第百六十四號

員辨郡丹生川消防組ヲ解キ更ニ左ノ消防組ヲ設置ス

明治三十四年八月二十日

三重縣知事古莊嘉門

名 稱

區

域

丹生川上消防組

員辨郡丹生川村大字丹生川上

丹生川中消防組

同郡同村大字丹生川中

丹生川久下消防組

同郡同村大字丹生川久下

片樋消防組

同郡同村大字片樋

○廳中事項

●町村長助役認可
八月九日

南牟婁郡津田村助役

森 助吉 簡門

飯高郡朝見村長

小林 虎次郎

八月十三日

八月十七日

員辨郡梅戸井村助役

門 臨 傳左衛門

安濃郡安西村長

橘 伊兵衛

八月十六日

度會郡七保村助役

中村 甚十郎

南牟婁郡西山村長

中 西 安 太 郡

○彙報

●明治三十四年 自八月十一日 赤痢患者
至八月十五日

郡市名	新患	死亡	全治	本年初發以來累計	現在
桑名郡	1	1	1	1	1
員辨郡	1	1	1	1	1
三重郡	4	1	1	2	1
鈴鹿郡	1	1	1	1	1
河藝郡	2	1	1	2	1
一志郡	1	1	1	1	1
飯南郡	1	1	1	1	1

度會郡	阿山郡	志摩郡	北牟婁郡	南牟婁郡	合計
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
5	4	3	2	1	5
0	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
2	3	1	1	1	2
2	3	1	1	1	2

明治三十四年八月二十日印刷發行

三重縣廳

三重縣津市北町拾貳番屋敷
 印刷兼販賣所 遵法社 松田武兵衛